

船橋市母子保健ボランティア設置要綱

(設置)

第1条 市民の積極的な参加のもとに、母子保健事業の充実と、母子保健の向上に寄与することを目的とし、船橋市母子保健ボランティアを置く。

(募集)

第2条 母子保健ボランティアは公募とする。

2 母子保健ボランティアは、面接の上選考する。

(要件)

第3条 母子保健ボランティアの要件は、次のとおりとする。

- (1) 市内に在住の者。
- (2) 赤ちゃんや子どもが好きで、子育て中の親を応援したい気持ちがある者。
- (3) 心身ともに健康であり応募時点で65歳未満である者。
- (4) 市が実施する養成講座を修了した者。
- (5) 月2回以上の活動ができる者。

(定数)

第4条 母子保健ボランティアの定数は、30人以内とする。

(活動)

第5条 母子保健ボランティアの活動は、次のとおりとする。

- (1) 子育てに関する知識の修得及び普及啓発。
- (2) 市が行う母子保健事業への協力。
- (3) その他、地域保健課長が母子保健の目的達成に必要と認めた事項。

(活動の報告)

第6条 母子保健ボランティアは、活動を行った際は報告書を提出する。

(秘密の保持)

第7条 母子保健ボランティアは、活動上知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

(報償)

第8条 母子保健ボランティアの報償については、無償とする。

(事務)

第9条 母子保健ボランティアに関する事務は、地域保健課において行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、母子保健ボランティアについて必要な事項は、地域保健課長が別に定める。

(附則)

この要綱は、令和元年11月1日より施行する。